

政令第 号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第一条 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令

目次中「第三条」を「第四条」に、「宅地造成に関する工事の技術的基準（第四条―第十五条）」を「宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制（第五条―第二十六条）」に、「設計者及び届出を要する工事（第十六条―第十八条）」を「特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制（第二十七条―第三十四条）」に、「第十九条」を「第三十五条」に、「第二十条―第二十四条」を「第三十六条―第四十一条」に改める。

第一条第一項を削り、同条第二項中「崖」を「崖」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「勾配」を「勾配」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「小段等」を「小段その他の崖以外の土地」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第二条中「宅地造成等規制法（」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。）」に、「飛行場」を「漁港施設、飛行場」に、「及び鉄道」を「、鉄道」に、「並びに」を「その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び」に、「国土交通省令」を「主務省令」に改める。

第三条の見出しを「（宅地造成及び特定盛土等）」に改め、同条中「第二条第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第一号中「切土」を「盛土」に、「二メートル」を「一メートル」に改め、同条第二号中「盛土」を「切土」に、「一メートル」を「二メートル」に改め、同条第三号中「切土と盛土」を「盛土と切土」に、「おける盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ」を「おいて」に、「切土及び盛土」を「盛土及び切土」に、「もの」を「ときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加え

る。

四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの

第二十四条（見出しを含む。）中「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十三条中「国土交通大臣」を「主務大臣」に、「国土交通省令」を「主務省令」に、「地方整備局長又は北海道開発局長」を「地方支分部局の長」に改め、同条を第四十条とする。

第二十二条中「第十九条」を「第二十五条（法第四十八条において準用する場合を含む。）又は第四十条」に改め、同条第一号中「宅地」を「土地」に改め、同条第二号中「擁壁」の下に「崖面崩壊防止施設」を加え、同条第三号中「宅地」を「土地」に改め、同条を第三十九条とする。

第二十一条中「第十四条第五項（法第十七条第三項及び第二十二条第三項）を「第二十条第五項（法第二十三条第三項及び第四十七条第三項）に改め、「含む。」」の下に「又は第三十九条第五項（法第四十条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「宅地」を「土地」に改め、同条を第三十八条とする。

第二十条中「第七条第三項（法第二十条第三項において準用する場合を含む。）」を「第八条第三項」

に改め、「(昭和二十六年法律第二百十九号)」を削り、「国土交通省令」を「主務省令」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(緊急時の指示)

第三十七条 法第五十一条の政令で定める事務は、法第十条第一項、第二項及び第四項、第二十二條第二項、第二十六條第一項、第二項及び第四項並びに第四十一條第二項の規定により都道府県知事が行う事務とする。

第十九條第一項中「第二十条第一項」を「第四十五條第一項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成等工事規制区域」に改め、同項第二号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「宅地造成」を「宅地造成又は特定盛土等(宅地において行うものに限る。)」に改め、第四章中同条を第三十五條とする。

第三章の章名を削る。

第十八條中「第十五條第二項」を「第二十一條第三項」に、「高さか二メートルを超える擁壁」を「擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さか二メートルを超えるもの」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

第十八条を第二十六条とし、同条の次に次の一章を加える。

### 第三章 特定盛土等規制区域内における特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第二十七条 法第二十七条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

（許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

第二十八条 法第三十条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第二十九条 法第三十条第一項ただし書の政令で定める工事は、第五条第一項各号に掲げるものとする。

2 法第三十条第二項第四号（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、第五条第二項各号に掲げるものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第三十条 法第三十一条第一項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から第十七条まで及び第二十条の規定を準用する。この場合において、第十三条中「第十二条第一項又は第十六条第一項」とあるのは「第三十条第一項又は第三十五条第一項」と、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

2 法第三十一条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準については、第十九条及び第二十条第二項の規定を準用する。

（資格を有する者の設計によらなければならない措置等）

第三十一条 法第三十一条第二項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。次項において同

じ。)の政令で定める措置は、第二十一条各号に掲げるものとする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める資格は、第二十二条各号に掲げるものとする。

(中間検査を要する特定盛土等の規模等)

第三十二条 法第三十七条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十七条第一項の政令で定める工程は、第二十四条第一項に規定する工程とする。

3 前項に規定する工程に係る法第三十七条第三項の政令で定める工程は、第二十四条第二項に規定する工程とする。

(定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模)

第三十三条 法第三十八条第一項の政令で定める規模の特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第三十八条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、第二十五条第二項各号に掲げるものとする。

(届出を要する工事)

第三十四条 法第四十条第三項の政令で定める工事は、第二十六条第一項に規定する工事とする。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

第十七条中「第九条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第五号中「国土交通大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(前二号に該当する盛土又は切土を除く。)



四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの

五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(特定工程等)

第二十四条 法第十八条第一項の政令で定める工程は、盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程とする。

2 前項に規定する工程に係る法第十八条第三項の政令で定める工程は、前項に規定する排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程とする。

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 法第十九条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第二十三条各号に掲げるものとする。

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方

メートルを超えるもの

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

第十六条中「第九条第二項（法第十二条第三項）を「第十三条第二項（法第十六条第三項）に改め、同条第二号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条第一項中「第二十二条」を「第三十九条」に、「第六条」を「第八条」に、「擁壁」を「擁壁又は第十四条の規定による崖面崩壊防止施設」に改め、同条第二項中「この章の」を「第七条から前条までの」に、「宅地造成」を「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積」に、「この章に」を「これらの規定に」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条中「第六条第一項第二号及び第七条から第十条まで」を「第八条第一項第二号及び第九条から第十二条まで」に、「規定は」を「規定は、」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定盛土等に関する工事の技術的基準）

第十八条 法第十三条第一項の政令で定める特定盛土等に関する工事の技術的基準については、第七条から前条までの規定を準用する。この場合において、第十五条第二項第二号中「地表面」とあるのは、「地表面及び農地等（法第二条第一号に規定する農地等をいう。）における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えるものとする。

（土石の堆積に関する工事の技術的基準）

第十九条 法第十三条第一項の政令で定める土石の堆積に関する工事の技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 堆積した土石の崩壊を防止するために必要なものとして主務省令で定める措置を講ずる場合を除き、土石の堆積は、勾配が十分の一以下である土地において行うこと。
- 二 土石の堆積を行うことによつて、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講ずること。
- 三 堆積した土石の周囲に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める空地（勾配が十分の一以下であるものに限る。）を設けること。

イ 堆積する土石の高さが五メートル以下である場合 当該高さを超える幅の空地

ロ 堆積する土石の高さが五メートルを超える場合 当該高さの二倍を超える幅の空地

四 堆積した土石の周囲には、主務省令で定めるところにより、柵その他これに類するものを設けると。

五 雨水その他の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置することその他の必要な措置を講ずること。

2 前項第三号及び第四号の規定は、堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができるものとして主務省令で定める措置を講ずる場合には、適用しない。

第十三条中「第九条第一項の政令で定める」を「第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「できるように」を「できるように」に改め、同条第五号中「ふた」を「蓋」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、同項の技術的基準は、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設で同項各号（第二号ただし書及び第四号を除く。）のいずれにも該当するものを設置することとする。

第十三条を第十六条とする。

第十二条の見出し中「崖面」の下に「及びその他の地表面」を加え、同条中「第九条第一項の政令で定める」を「第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の」に、「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に、「擁壁」を「擁壁又は崖面崩壊防止施設」に、「保護されるように」を「保護されるよう」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の土地の地表面（崖面であるもの及び次に掲げる地表面であるものを除く。）について講ずる措置に関するものは、当該地表面が雨水その他の地表水による侵食から保護されるよう、植栽、芝張り、板柵その他の措置を講ずることとする。

一 第七条第二項第一号の規定による措置が講じられた土地の地表面

二 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかでない地表面

第十二条を第十五条とする。

第十一条中「第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定による許可」を「第十二条第一項又は第十六条第一項の許可」に、「第六条の規定による」を「第八条第一項第一号の規定により設置される」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準)

第十四条 法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち崖面崩壊防止施設の設置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土(第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。以下この号において同じ。)をした土地の部分に生ずる崖面に第八条第一項第一号(ハに係る部分を除く。)の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土又は切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入その他の当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なうものとして主務省令で定める事象

が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、当該擁壁に代えて、崖面崩壊防止施設を設置し、これらの崖面を覆うこと。

二 前号の崖面崩壊防止施設は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

イ 前号に規定する事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造であること。

ロ 土圧等によつて損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること。

ハ その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造であること。

第十条中「第六条の規定による」を「第八条第一項第一号の規定により設置される」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第六条の規定による」を「第八条第一項第一号の規定により設置される」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第六条の規定による」を「第八条第一項第二号の」に改め、同条第一号中「第一条第五項」を「第一条第四項」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「前条の規定による」を「前条第一項第二号の」に改め、同項第一号中「以下」の下に「この条及び第十四条第二号口において」を加え、同条を第九条とする。

第六条第一項中「第九条第一項の政令で定める」を「第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の」に、「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同項第一号中「切土又は盛土」を「盛土又は切土」に改め、「第三条第四号」の下に「の盛土及び同条第五号」を加え、同号に次のように加える。

ハ 第十四条第一号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面

第六条を第八条とする。

第五条中「第九条第一項の政令で定める」を「第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の」に、「次のとおり」を「次に掲げるもの」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号中「生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地滑り抑止ぐい等の設置その他の」を「生じないように、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごと



に、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めること。

ロ 盛土の内部に浸透した地表水等を速やかに排除することができるよう、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要に応じて地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（以下「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置その他の措置を講ずること。

第五条第三号を同条第一号とし、同条第四号中「ならないように」を「ならないよう、」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、法第十三条第一項の政令で定める宅地造成に関する工事の技術的基準のうち盛土又は切土をした後の地盤について講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 盛土又は切土（第三条第四号の盛土及び同条第五号の盛土又は切土を除く。）をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう、勾配を付すること。

二 山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特

に大きいものとして主務省令で定める土地において高さが十五メートルを超える盛土をする場合においては、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめること。

三 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

第五条を第七条とする。

第四条中「第九条第一項（法第十二条第三項）」を「第十三条第一項（法第十六条第三項）」に、「擁壁」を「擁壁、崖面崩壊防止施設（崖面の崩壊を防止するための施設（擁壁を除く。））で、崖面を覆うことにより崖の安定を保つことができるものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。」に、「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、同条を第六条とし、第二章中同条の前に次の一条を加える。

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等）

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事

三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を

受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事

五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

2 法第十二条第二項第四号（法第十六条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

二 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十六条第一項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業

三 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業

四 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第二条第四号に規定する住宅街区整備事業

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二条第五号

に規定する防災街区整備事業

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第二条第三項に規定する地域福利増進事業のうち同法第十九条第一項に規定する使用権設定土地において行うもの第二章の章名を次のように改める。

第二章 宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等に関する工事の規制

第一章に次の一条を加える。

（土石の堆積）

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが二メートルを超える土石の堆積
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

別表第一中「第六条」を「第八条、第三十条」に改める。

別表第二及び別表第三中「第七条、第十九条」を「第九条、第三十条、第三十五条」に改める。

別表第四中「第八条」を「第十条、第三十条」に改める。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項及び第十二条第一項」を「第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項」に改める。

(建設業法施行令の一部改正)

第三条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十四条第二項、第三項又は第四項前段」を「第二十条第二項から第四項まで又は第三十九条第二項から第四項まで」に、「第二十六条」を「第五十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）」に改める。

第七条の三第二号を次のように改める。

二 宅地造成及び特定盛土等規制法第十三条（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）

第二十条第二項から第四項まで、第三十一条（同法第三十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十九条第二項から第四項まで

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二十三号を次のように改める。

二十三 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条

第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項の許可

第三条第一項第二十七号を次のように改める。

二十七 宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項、第十六条第一項、第二十七条第一項、第二十

八条第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十一

条（同法第十二条第三項）を「第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及

び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項）に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）第二条第一項第六号

二 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第三号

三 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第二十号

四 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第九号

五 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四条第一項第七号

（沖繩振興開発金融公庫法施行令及び独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）

第六条 次に掲げる政令の規定中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第十六

条第二項、第十七条第一項若しくは第二項、第二十一条第二項又は第二十二条第一項若しくは第二項」を

「第二十二条第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第四十一条第二項、第四十二条第一項若しくは

第二項、第四十六条第二項又は第四十七条第一項若しくは第二項」に改める。

一 沖繩振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）第一条の三第一項第六号ロ

二 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）第三条第二号



(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第七条 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号」を「第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号」に改め、第二十七号を第二十八号とし、第六号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十五条第一項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)及び第三十四条第一項(同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。)

(ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第八条 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成五年政令第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項本文」を「第十二条第一項及び第三十条第一項」に改める。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正)

第九条 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二十三号を次のように改める。

二十三 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項、第十六条

第一項、第三十条第一項及び第三十五条第一項の許可

(国土交通省組織令及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十条 次に掲げる政令の規定中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

一 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第七条第五号及び第八十五条第六号

二 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)第八百八十三号

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第十一条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一

部を次のように改正する。

第二十八条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第六号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第

五号の次に次の一号を加える。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正）

第十二条 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第六号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

（国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令の一部改正）

第十三条 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）

（社会資本整備審議会令の一部改正）

第十四条 社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表都市計画・歴史的風土分科会の項中「都市計画法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）、都市計画法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年五月二十六日）から施行する。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

2 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第十五条及び第二十二條」を「第二十条及び第三十九条」に改め、同条第二項中「宅地造成等規制法施行令第十五条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第二十条」に改める。

## 理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴い、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工  
事の技術的基準を定める等宅地造成等規制法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからで  
ある。